

【廃棄物管理施設】定期事業者検査の報告（開始時）

本年6月10日の面談をうけ、定期事業者検査について次のとおり報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	名称：日本原燃株式会社 住所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108 代表者の氏名：代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地	名称：再処理事業所 所在地：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸
検査の対象及び方法並びに期日	対象：廃棄物管理施設 方法：特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則に適合していることを確認する 期日：2020年7月10日～2020年12月28日（予定）
検査の実績又は予定の概要	添付1 別紙のとおり
定期事業者検査の計画	添付1のとおり

以上

日本原燃株式会社 再処理事業所

廃棄物管理施設

第 1 回 定期事業者検査計画書 改正 2

再処理事業部

日本原燃株式会社 再処理事業所 廃棄物管理施設
第1回定期事業者検査実施計画書 改正来歴

回	改正内容	年 月 日
0	新規制定	2020年3月25日
1	P1(2)：記載の適正化（分解・開放検査→分解・開放・非破壊検査等） 別紙：定期事業者検査項目および検査の計画の明確化	2020年6月4日
2	3.(2)：「検査対象整理の考え方」および「新規制基準適合確認終了までの間の考え方」の追加ならびに項番変更 3.(3)：検査計画の見直しに係る記載を追加 4.：定期事業者検査の期間を実際の実施期間に変更 別紙：定期事業者検査の計画の見直しおよび誤記訂正	2020年6月17日

1. 定期事業者検査の対象となる廃棄物管理施設の名称
再処理事業所 廃棄物管理施設

2. 定期事業者検査の名称
廃棄物管理施設 第1回定期事業者検査

3. 定期事業者検査の実施に係る基本方針等

(1) 基本方針

本定期事業者検査では、当該廃棄物管理施設に関し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「法」という。）第五十一条の十第1項の規定に基づき、法第五十一条の十第2項に定められたところにより、その廃棄物管理施設が法第五十一条の九に係る技術上の基準（「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」。以下、「技術基準」という。）に適合しているかどうかについて検査する。

(2) 定期事業者検査項目の整理方針

① 検査対象整理の考え方

技術基準の要求事項を、適用を受ける事項と適用を受けない事項（適用外：定期事業者検査対象外）に分類する。

更に適用を受ける要求事項を以下のとおり機能性能、構造健全性およびその他（定期事業者検査対象外）に分類した上で定期事業者検査項目を設定する。

(a) 技術基準要求への適合確認にあたって定期事業者検査として扱わないものの整理（その他に分類するものの整理）

以下に該当するものは、定期事業者検査として技術基準適合性を確認する必要がないものとする。

- ・ 要求に該当する設備等の状況変化がない事項、または状況変化が極めて緩慢なため、建設段階で確認すれば良く、定期的な確認を要さない事項【設計要求】
- ・ 関連するパラメータ等の監視により要求適合を確認できる事項、または管理により要求への適合を維持する事項【運用要求】
- ・ 日常的な点検により要求事項を確認できる事項【日常的な点検】

(b) 機能性能要求に対する整理

「技術基準」から要求される機能性能は、系統単位の機能検査（以下、「系統機能検査」という。）での確認を基本とする。すなわち、技術基準要求が機器単位の機能要求であっても、当該機器が属する系統機能検査において、機器に要求される機能性能が確認可能な場合は、当該機器レベルの機能性能の確認について定期事業者検査以外の保全活動に整理する。

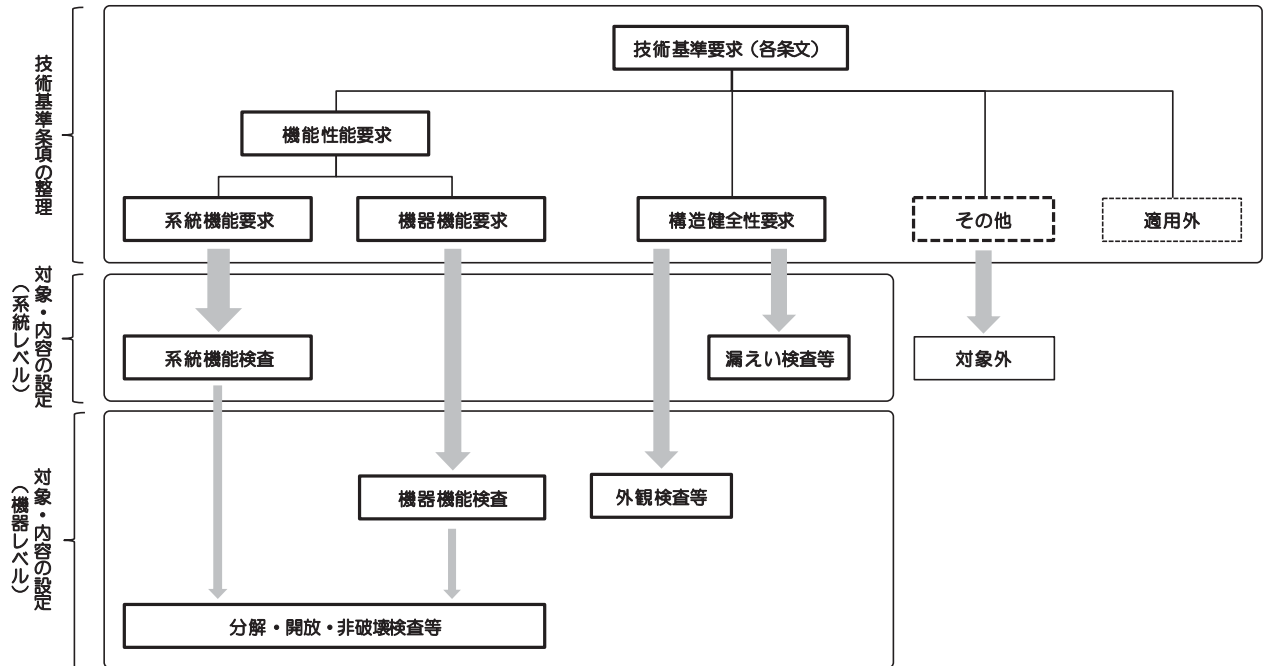
一方、「技術基準」から要求される機器の機能性能に対して、系統レベル（系統機能検査）では確認できない場合は、機器レベルの機能性能確

認（以下、「機器機能検査」という。）を定期事業者検査に整理する。

また、直接的な機能性能確認が困難な機器については、分解・開放・非破壊検査等を定期事業者検査とする。

(c) 構造健全性要求に対する整理

「技術基準」から要求される構造健全性の確認については、系統レベルの漏えい検査等および機器レベルの外観検査等を定期事業者検査とする。



定期事業者検査項目の整理フロー

② 新規基準適合確認終了までの間の考え方

適用を受ける事項のうち、新規基準による新規の要求事項、または、その対象が拡大する要求事項における拡大対象については、新規基準適合確認終了までの間「適用を受けない」と整理する。

また、条文自体に変更がない要求事項であっても、設計条件が変更となり評価または設計が変更となり得る要求事項については、新規基準適合確認終了までの間「適用を受けない」と整理する。

(3) 定期事業者検査項目および検査の計画

別紙のとおり(ただし、検査実施時期は状況に応じて変更する可能性がある)。

(4) 定期事業者要領書の作成

本定期事業者検査の実施にあたり「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下、「廃棄物管理規則」という。)第十三条に従い、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査要領書を作成する。

(5) 定期事業者検査の実施

定期事業者検査は、再処理事業部の独立検査組織である品質保証部事業者検査課の検査実施責任者が実施する。

検査は、定期事業者検査要領書に従って実施する。検査実施責任者は検査の過程において不明な点等が生じた場合には、定期事業者検査実施細則に基づき対処する。

4. 定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査の期間

：2020年7月10日～2020年12月28日（予定）

以 上

定期事業者検査項目および定期事業者検査の計画

別紙 (1/1)

対象設備	対象機器	技術基準規則			検査項目	検査内容	検査有無	検査実施時期	備考
		条	項	号					
ガラス固化体 受入れ設備	受入れ建屋天井クレーン	14	1	1	機能検査	搬送能力機能（つり荷の移送）	無	-	点検なし (休止措置中)
					機能検査	搬送能力機能（つり上げ高さ制限のインターロック）			
		14	1	2	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
ガラス固化体 輸送容器搬送台車	輸送容器搬送台車	14	1	1	機能検査	搬送能力機能（つり荷の移送）	有	12月	
		14	1	1	機能検査	搬送能力機能（つり荷の移送）	有	12月	
					機能検査	搬送能力機能（つり上げ高さ制限のインターロック）			
14	1	2	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能					
ガラス固化体 貯蔵設備	貯蔵建屋床面走行クレーン	14	1	1	機能検査	搬送能力機能（つり荷の移送）	無	-	点検なし (休止措置中)
					機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
		14	1	2	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
換気設備	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒	18	1	3	構造健全性検査	排気経路の構造健全性検査	有	10～11月	
	屋外ダクト	18	1	3	構造健全性検査	排気経路の構造健全性検査	有	10～11月	
計測制御設備	廃水貯槽の水位の測定等を行う計測制御設備	15	1	-	機能検査	警報機能検査（廃水貯槽の漏えい水水位）	有	9月	
放射線管理設備	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ	16	1	2	機能検査	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ機能検査	有	7～8月	
				-					
	冷却空気出口シャフトモニタ	16	1	2	機能検査	冷却空気出口シャフトモニタ機能検査	有	7～8月	
				-					
	ガンマ線エリアモニタ	16	1	4	機能検査	ガンマ線エリアモニタ機能検査	有	7～8月	
				-					
	ベータ線ダストモニタ	16	1	4	機能検査	ベータ線ダストモニタ機能検査	有	7～8月	